平成２７年（フ）第３７７１号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目４番11号　セレブコート萩之茶屋　204号、前住所大阪市浪速区恵美須東１丁目16番９号　ビジタル浪速12　805号
債務者　小林日登志
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７０号
大阪府豊中市曽根東町５丁目７番13―203号
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７３号
大阪府大東市緑が丘１丁目13番３号　パークメゾン緑ヶ丘壱番館305号
債務者　西村　佑介
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７６号
大阪市平野区加美北３丁目６番41―601号
債務者　川村　伸行
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９３号
大阪市東成区中本５丁目７番８号
債務者　村田　　翼
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４６号
大阪市住吉区清水丘３丁目５番１―807号
債務者　金井いつか（旧姓原）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６２号
大阪市城東区古市２丁目９番10―308号
債務者　吉岡登志子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９５号
大阪府豊中市岡町南１丁目６番21―202号
債務者　橋本由美子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０８号
大阪府寝屋川市池田西町３番８―702号
債務者　岩本　正博
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１０号
大阪府箕面市瀬川４丁目15番45―404号
債務者　元見　和代（旧姓榊）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５４号
大阪市城東区古市２丁目８番９―208号
債務者　狩野　由香
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８７０号
大阪府門真市石原町33―５高橋文化102号、住民票上の住所大阪府門真市御堂町９番13号
債務者　森脇　浩志
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６９号
大阪市東淀川区北江口４丁目３番32号
債務者　木戸　和彦
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８０号
大阪府豊中市岡町北１丁目１番15―301号
債務者　新田　孝子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８４号
大阪市都島区御幸町１―６―30―302、住民票上の住所大阪市東住吉区湯里１丁目19番27号
債務者　中島　芳彦
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８６号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番５―702号、前住所大阪府東大阪市横小路町１丁目２番49号
債務者　島川　昭美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３号
長崎県長崎市住吉町13番７号　４Ｆ、旧住所長崎県長崎市西海町1725番地13
債務者　山田　成実
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係